

写

薬食発 0426 第 1 号
平成 25 年 4 月 26 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の施行について(通知)

平成 25 年 4 月 26 日政令第 128 号をもって、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令(平成 2 年政令第 238 号。以下「指定政令」という。)が、別添のとおり一部改正されたので、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

第 1 改正要旨

1 改正の概要

次に掲げる物質については、麻薬と同種の有害作用及び麻薬と同種の濫用のおそれが確認されたことから、これらを新たに麻薬として指定するため、指定政令を改正したものである。

① [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル]
(ナフタレン-1-イル) メタノン

② [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル]
(4-メチルナフタレン-1-イル) メタノン

2 改正の内容

次の物質を麻薬に指定したこと。(指定政令第一条関係)

① [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル]
(ナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類

② [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル]
(4-メチルナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類

3 施行期日

公布の日(平成 25 年 4 月 26 日)から起算して 30 日を経過した日(平成 25 年 5 月 26 日)から施行するものであること。



第2 改正政令の施行に当たっての留意事項

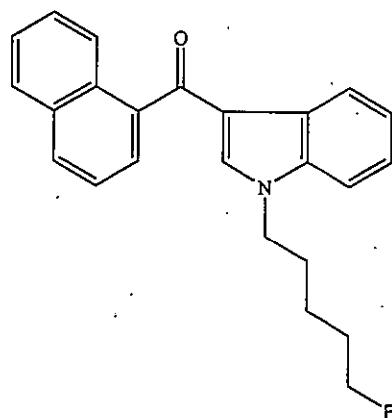
- ① 研究者及びその他の者が業務又は研究のため、今般麻薬に指定される物質（以下「麻薬指定物質」という。）を継続して取り扱う場合には、指定政令の一部を改正する政令の施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「麻向法」という。）による規制を受けることとなることから、当該施行日までにあらかじめ麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ② 既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、麻薬指定物質を取り扱う場合についても、①と同様に記録、保管、届出等規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ③ ①及び②について、麻向法第49条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する期初在庫数量については、施行日（平成25年5月26日）現在の在庫数量を記載するよう指導されたいこと。
- ④ 研究者及びその他の者が所有している麻薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、指定政令の一部を改正する政令の施行日前であれば廃棄するよう指導し、施行日以後であれば所有権を放棄するよう指導されたいこと。また、麻薬指定物質を廃棄するときは、焼却等当該物質を回収することが困難となるような方法で行うよう指導されたいこと。なお、施行日以降に発見した場合は、所定の調査を行い、状況に応じた措置をとられたいこと。

第3 物質の構造式等

① 化学名： [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル] (ナフタレン-1-イル) メタノン

通称： AM2201

構造：



②化学名：[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル]
（4-メチルナフタレン-1-イル）メタノン

通称：MAM-2201

構造：

